

費用

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割が利用者様の負担額（一定以上の所得がある65歳以上の利用者様は2割）となります。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

【料金表】

■通所介護（事業所規模：普通規模、地域区分 1単位：10.45円） ※京都市

サービス内容	7時間以上9時間以内		
	1日あたりの利用 単位数	1日あたりの 自己負担額1割	1日あたりの 自己負担額2割
要介護1	656単位	686円/日	1,371円/日
要介護2	775単位	810円/日	1,620円/日
要介護3	898単位	939円/日	1,877円/日
要介護4	1021単位	1,067円/日	2,134円/日
要介護5	1144単位	1,196円/日	2,391円/日

■通所介護加算減算項目

加算項目	利用単位数
入浴介助加算	50単位
個別機能訓練加算Ⅰ	46単位
送迎減算（片道）	47単位

■介護予防通所介護（事業所規模：普通規模、地域区分 1単位：10.45円） ※京都市

サービス内容	7時間以上9時間以内		
	一日当たりの利用 単位数	1日あたりの 自己負担額1割	1日あたりの 自己負担額2割
要支援1	1647単位	1,722円/月	3,443円/月
要支援2	3377単位	3,529円/月	7,058円/月

■介護予防通所介護加算項目

加算項目	利用単位数
運動器機能向上加算	225単位

■介護職員処遇改善加算

当該事業所が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、都道府県に届出た場合に適用されます。

加算の種類	加算率
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	5.9%
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	4.3%
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	2.3%
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	加算（Ⅲ）により算出した単位0.9
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	加算（Ⅲ）により算出した単位0.8

<注意事項>

- ・ 通所介護の料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・ 介護保険サービスにおいて、法律等により定められた利用限度額を超えたサービス利用に係る利用料金は、当事業者が別に設定したものとなり、全額が利用者様の自己負担となります。御相談のうえ、御利用ください。
- ・ 利用者様が保険料を滞納されているなどの理由により、当事業所に対して介護保険サービスに係る給付等が行われない場合、1箇月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

■その他利用料

食事代	1回	600円
紙おむつ・リハビリパンツ	1枚	実費
コピー代	1枚	10円

■送迎費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、送迎費の実費が必要となります。

通常の事業の実施地域を越えてから、片道5km以内	350円×2
通常の事業の実施地域を越えてから、片道5km以上～10km未満	750円×2
通常の事業の実施地域を越えてから、片道10キロkm以上	1,250円×2

■その他の費用

サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となる費用で利用者負担が適当なものについては、利用者様に負担いただきます。

■キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。

利用予定日の前日17：30分までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日17：30分以降にキャンセルの申し出、若しくはキャンセルの申し出がなかった場合	利用料自己負担分の100%

■利用料等のお支払方法

毎月、10日前後に前月分の請求をいたしますので、20日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。